

交	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 2 号
令 和 6 年 4 月 1 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

運 転 免 許 課 長

取消処分者講習に係る実習実施要領の改正について

取消処分者講習に係る実習については、「取消処分者講習に係る実習実施要領の制定について」（令和3年3月25日付け運免第1182号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、「取消処分者講習の運用について」（令和5年3月24日付け運免第1037号。）に基づき、妨害運転等を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的とした新たな指導要領（以下「ディスカッション指導」という。）が追加されたことに伴い、別添のとおり「取消処分者講習に係る実習実施要領」を改正し、令和6年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされた。

なお、本通達の運用に伴い、旧通達は廃止する。

担当 運転免許課
高齢運転者等支援係

別添

令和6年4月

取消処分者講習に係る実習実施要領

青森県警察本部交通部 運転免許課

取消処分者講習に係る実習実施要領

1 目的

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第5条第5号に定める新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修の終了者等に対し、取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施現場の観察学習及び講習の補助を経験させるなどの実習を実施することにより、運転適性指導員が行う講習における運転適性指導の実効性の確保を図るものである。

2 実習対象者

実習の対象者（以下「実習生」という。）については、次のいずれかの者を運転免許課長が指定するものとする。

- (1) 新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修の終了者で、運転適性指導員として講習に従事している者又は従事することを予定している者として、指定講習機関の管理者から実習の申出があった者
- (2) 公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している者で、指定講習機関の管理者から実習の申出があった者
- (3) 運転免許課長が実習の必要があると認めた運転適性指導員

3 実施方法等

事前実習及び実務自習は、講習は受講が受講者の運転免許試験の受験資格となるものであり、講習自体の実効性や受講者の心理状態等に特段の配慮をすべきことは言うまでもないので、講習受講者への特別の負担や講習進行への支障等がないよう、原則として講習の日課時限の範囲内で、次の方法により実施するものとする。

(1) 実施の通知

運転免許課長は、指定講習機関と連絡を密にし、実習生の早期把握に努め、該当者に対する実習の通知は、別記様式第1号「取消処分者講習に係る実務実習通知書」により、指定講習機関の管理者に通知するものとする。

(2) 実習の期間及び場所

実習は、事前教養1日、事前実習4日間、実務実習2日間の合わせて7日間とし、事前教養及び事前実習は実習生が所属する指定講習機関において、実務実習は青森県運転免許センターにおいて実施する。

なお、実務実習は、飲酒取消処分者講習を実習させることとし、当該講習は1日目と2日目との間に30日以上の間隔を置くこととされているが、可能な限り1日目と2日目とが近接している日程（この場合、1日目の受講者と2日目の受講者は異なることとなる。）を選択すること。

(3) 実習実施基準

事前教養、事前実習及び実務実習は、別表「取消処分者講習に係る実習実施基

準」に準拠した科目、内容及び時間を定めた実習案を作成の上、計画的に実施するものとする。

(4) 事前教養等実施結果の報告

指定講習機関の管理者は、事前教養及び事前実習の実施結果について、別記様式第2号「事前教養等実施結果報告書」を作成し、運転免許課長に報告するものとする。

(5) 実務実習の結果通知

運転免許課長は、実務実習の結果について、別記様式第3号「取消処分者講習に係る実務実習結果通知書」により、指定講習機関の管理者に通知するものとする。

4 実施上の留意事項

(1) 指導体制

ア 指定講習機関における事前教養等

指定講習機関の管理者は、事前教養及び事前実習を実施するに当たり、教養担当者を指名し、事前教養及び事前実習の実効性を確保するものとする。

イ 青森県運転免許センターにおける実務実習

(ア) 実務実習責任者

実務実習責任者は、講習担当補佐をもって充て、実務実習を適正かつ効果的に行うため、指定講習機関や実習生に対する指導、連絡、調整及び教養を行うこと。

(イ) 実務実習指導員

実務実習指導員は、実務実習責任者が指定する者をもって充て、実習生に対し、講習の実施現場の観察学習、講習の補助を経験させるなどして、講習に関する知識、指導能力等の向上を図るために必要な指導を行うこと。

(2) 実務実習指導員の指示

実務実習指導員は、実習生に対して明確な指示を行い、指示に従って行動させること。

なお、実習生に講習の補助をさせる場合は、事前に、補助する科目の内容、補助の範囲等について十分な説明を行うこと。

(3) 実習生による講習の実践

講習補助の一環として、実務実習指導員の判断により、実習生に講習を実践させることができるものとするが、この場合、実務実習指導員が実習生の直近で指導しながら行うこと。

(4) 実務実習結果の作成

前期3(5)の実務実習の結果については、実務実習指導員の意見を参考にして、実務実習責任者が作成し、運転免許課長に報告するものとする。

(5) 要指導該当者に対する教養

実務実習の結果、別記様式第3号「取消処分者講習に係る実務実習結果通知書」

の「E（要指導）」に該当する項目がある場合は、実習生が所属する指定講習機関の管理者と協議した上で、青森県運転免許センターでの実務実習又は実習生が所属する指定講習機関での教養等を再度実施するものとする。

別表

取消処分者講習に係る実習実施基準

	回目	日目	実習科目	実習内容	注意事項等	時間	
						小計	計
事前 教養	—	1	1 実習の目的等に関する教養	1 取消処分者講習の目的及び必要性並びに実習の目的 2 県内の交通事故の発生状況と違反態様 3 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの意義 6 ディスカッションの意義（妨害運転等のテーマ） 7 実習実施上の留意事項	所属の教養担当者が講義を中心とした教養を行う。	2	8
			2 実習生の修得状況の確認	1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領 2 運転適性検査器材を活用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認 4 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの実施、指導方法等の確認 5 ディスカッションの実施、指導方法等の確認（妨害運転等をテーマとしたディスカッション）	所属の教養担当者が新任運転適性指導員研修等での修得状況について、講習に入る前に実際に行わせて確認する。	6	
事前 実習	1	2	1 事前実習	取消処分者講習実施要領の別表第1「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（以下、「一般細目」という。）又は別表第3「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（以下、「飲酒細目」という。）に準拠	講習1日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	14 又は 15
			2 質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑に対する応答及び指導、助言等		30分	
	3	1 事前実習	一般細目又は飲酒細目に準拠	講習の実践は3日目以降からとする。	6		
		2 質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑に対する応答及び指導、助言等		30分		
	2	4	2 日目と同様	2 日目と同様			
			3 日目と同様	3 日目と同様			
2	2 又は 3	1 事前実習	ディスカッション指導（一般細目、第1日のディスカッション指導）	一般細目で実習を行った場合は除く	1		

実務 実習	3	6	1 実務実習	飲酒細目に準拠		7	15
			2 質疑・指導	2日目と同様		30分	
		7	1 実務実習	飲酒細目に準拠		6	
			2 実習結果検討会	講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導員出席による実習結果検討会を開催	実務実習の結果により、実習生所属の管理者を招致する場合もある。	30分	
		6 又は 7	1 実務実習	ディスカッション指導 (一般細目、第1日のディスカッション指導)		1	
		計					

別記様式第 1 号

運 免 第 号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者 殿

運 転 免 許 課 長

印

運転適性指導員が行う取消処分者講習の実効性を確保する必要があるため、下記のとおり実務実習を行うので、実習生を派遣されたい。

実習生氏名	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで
実習場所	青森県運転免許センター

詳細は別途連絡する。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許課長 殿

指定講習機関名

管 理 者

事前教養等実施結果報告書

	回目	日目	実習科目	実習内容	注意事項等	時間	実施日 実施細目 担当者
事前 教 養	—	1	1 実習の目的等に関する教養	1 取消処分者講習の目的及び必要性並びに実習の目的 2 県内の交通事故の発生状況と違反態様 3 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの意義 6 ディスカッションの意義（妨害運転等のテーマ） 7 実習実施上の留意事項	所属の教養担当者が講義を中心とした教養を行う。	2	実施日 月 日 担当者
			2 実習生の修得状況の確認	1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領 2 運転適性検査器材を活用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認 4 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの実施、指導方法等の確認 5 ディスカッションの実施、指導方法等の確認（妨害運転等をテーマとしたディスカッション）	所属の教養担当者が新任運転適性指導員研修等での修得状況について、講習に入る前に実際に行わせて確認する。	6	実施日 月 日 担当者
事前 実	1	2	1 事前実習	取消処分者講習実施要領の別表第1「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（以下、「一般細目」という。）又は別表第3「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（以下、「飲酒細目」という。）に準拠	講習1日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	実施日 月 日 実施細目 担当者
			2 質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑に対する応答及び指導、助言等		30分	

習	3	1 事前実習	一般細目又は飲酒細目に準拠	講習の実践は3日目以降からとする。	6	実施日 月 日	
		2 質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑に対する応答及び指導、助言等		30分	実施細目 担当者	
	2 又は 3	1 事前実習	ディスカッション指導 (一般細目、第1日のディスカッション指導)	一般細目で実習を行った場合は除く	1	実施日 月 日	
	2	4	2日目と同様	2日目と同様		14	実施日 月 日 実施細目 担当者
		5	3日目と同様	3日目と同様			実施日 月 日 実施細目 担当者
		4 又は 5	1 事前実習	ディスカッション指導 (一般細目、第1日のディスカッション指導)	一般細目で実習を行った場合は除く	1	実施日 月 日 担当者
計					36 から 38		

運免第 号

取消処分者講習に係る実務実習結果通知書

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者 殿

運 転 免 許 課 長

印

運免第 号による実習生 に対する実務実習の

結果については、下記のとおりであるから通知する。

項 目	理 解 度	指 導 力
筆記、口頭に基づく運転適性診断	A B C D E	A B C D E
運転適性検査器材使用による指導	A B C D E	A B C D E
実車、シミュレーターによる指導	A B C D E	A B C D E
(連絡事項)		

※ 「理解度」及び「指導力」の欄の「ABCDE」は、「A」は優秀、「B」は優良、「C」は良好、「D」は普通、「E」は要指導を示す。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。